

2024 年度鹿児島大学 21 世紀版薩摩藩英国留学生派遣事業
「UCL 稲盛留学生候補者」募集要項

1. 趣旨・目的

鹿児島大学 21 世紀版薩摩藩英国留学生「UCL 稲盛留学生」（以下「UCL 稲盛留学生事業」という。）は、鹿児島大学憲章に基づき、1865 年の幕末時代の薩摩藩の精神を継承し、「進取の気風」を備えた人材を輩出するため、University College London（以下「UCL」という。）で学ぶ学生を支援することを目的とする。

2. 事業概要

UCL 稲盛留学生事業は、鹿児島大学（以下「本学」という。）の大学院生（入学予定者を含む）から本事業へ申請した学生のうち、UCL への留学候補者（以下「UCL 稲盛留学生候補者」という。）として学内で選抜され、UCL から入学許可を得た者（以下「UCL 稲盛留学生」という。）に、経済的支援を行う。

3. 支援予定人数

1～2 名

4. 支援対象となる留学

(1) UCL で履修するプログラム

UCL の修士課程レベルのアフィリエイト・プログラム (Postgraduate Taught Affiliate Program)

(2) 申請可能なプログラム

UCL 稲盛留学生候補者は、UCL の上述のプログラムの中から希望に応じて 3 つまで申請することが可能。

(3) 留学期間

UCL の 2024 年秋学期から 2025 年春夏学期まで（2024 年 9 月下旬～2025 年 6 月上旬）

(4) 留学中の UCL での在籍身分

アフィリエイト・スチューデント（本学に在籍しながら単位取得のために UCL の授業を受講し、通常の UCL の正規学生と同等の扱いを受ける学生）

(5) 留学中の本学での在籍身分

在籍身分は「留学」となり、留学期間は修業年限に算入される。各研究科が定める規則により、UCL で履修した授業科目の単位は本学の授業科目の履修により修得したものと見なされる場合がある。単位認定については各研究科で必要要件が異なるので、各自で所属する（又は所属予定の）研究科に確認すること。

5. 申請者の要件

日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者で、次の(1)～(6)に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

1) 留学期間終了後、日本を代表するような教育者又は研究者となる意思を有する者
（例えば、「京都賞」を受賞するような研究者となる意思を有する者）

2) 留学期間終了後、日本をリードするような世界的な企業人として活躍する意思を有する者（例えば、稲盛和夫鹿児島大学名誉博士のような経営者となる意思を有する者）

- 3)留学期間終了後、1)又は2)に類する活動を行う意思を有する者
- (2) 本制度による支援を受けて自身が留学で得た経験や成果を将来にわたって本学及び日本社会に還元する意思を有する者で、本学が実施する各種イベントへの参加や調査等に協力することが可能な者
- (3) 2024年4月1日時点で、本学大学院の修士課程若しくは博士課程に在籍する者又はこれらの課程に入学を予定する者
- (4) 本学で在籍している課程を留学期間後に修了する予定の者
- (5) 本事業の申請時に学部所属する場合は、所属学部の入学時から申請時の前学期までのGPAが3.3/4以上の者。
本事業の申請時に修士課程又は博士前期課程に所属する場合は、学部のGPA及び所属課程の入学時から申請時の前学期までのGPAが3.3/4以上の者
本事業の申請時に博士課程又は博士後期課程に所属する場合は、学部及び修士課程（博士課程前期）のGPA並びに所属課程の入学時から申請時の前学期までのGPAが3.3/4以上の者
ただし、希望するUCLのプログラムが、入学許可に必要な学業成績係数を明示している場合は、当該学業成績係数以上の者
- (6) 本事業の申請時にIELTS (Academic Module) 6.5以上又はTOEFL iBT (internet-Based-Test) Total Score 92点 (R24, L20, S20, W24) 以上に相当する英語能力を有していること
ただし、UCLへの申請時には、希望するUCLのプログラムが、入学許可に必要な英語能力水準を明示している場合は、当該水準以上の英語能力を有する必要がある
- (7) UCLでの勉学に耐えられる健康状態（心身とも）である者
- (8) 所属する学部長又は研究科長（以下「学部等長」という。）の推薦を得られる者

6. 支援内容

次に掲げる経費を支援する。

- (1) ロンドンまでの渡航費（往復）
往復渡航費は300,000円程度を上限とし、合理的かつ経済的な経路により算出する。
- (2) ロンドンの滞在費（UCLとの協議により算出）
月額1,500イギリスポンドを給付する。ただし、ロンドンの住居又は物価の変動により、金額が変更される場合がある。
- (3) UCLの授業料
UCLの授業料を全額給付する。ただし、鹿児島大学に「留学」の身分で在籍することとなるため、鹿児島大学の授業料は自己負担となる。
- (4) その他、留学に必要なと認められる経費（海外旅行保険料及びビザ発行に係る手数料等）
海外旅行保険料及びビザ発行に係る手数料は実費額を給付する。海外旅行保険は原則として本学が指定する海外旅行傷害保険に加入すること。

7. 他団体からの助成金

原則として、他団体からの助成金等を受けてはならない。ただし、他団体からの助成金等が、上記6.における支援金の4分の1を下回る場合は、その差額を支給する場合がある。

他団体からの助成金等に関する報告を怠り、他団体から重複して支援を受けたことが後日判明した場合、遡って支援金の返納を求める場合がある。

8. 申請書類等の作成及び提出

申請者は、下記(1)に定める申請書類等を作成し、添付書類とともに学部等長まで提出すること。

申請書の提出を受けた学部等長は、申請者から提出された申請書類等を確認した上で、(2)に定める推薦書類を作成し、申請書類等とあわせて、学長宛てに提出すること。

(1) 申請書類等：

- 1) 申請書（様式 1）
- 2) 履歴書（英語） 様式任意。ただし、A4 サイズ用紙 2 頁以内
- 3) 2023 年 10 月 1 日現在の所属証明書類（例えば、在学証明書、入学許可書等）
- 4) 本事業の申請時に学部所属する場合は、学部入学時から申請時の前学期までの学業成績証明書（GPA の記載のあるもの）。

本事業の申請時に修士課程又は博士前期課程に所属する場合は、学部及び所属課程入学時から申請時の前学期までの学業成績証明書（GPA の記載のあるもの）。

本事業の申請時に博士課程又は博士後期課程に所属する場合は、学部、修士課程（博士課程前期）及び所属課程入学時から申請時の前学期までの学業成績証明書（GPA の記載のあるもの）。

- 5) 英語力を証明する書類（2023 年 11 月より過去 2 年以内に受験したもの）。
- 6) 志望動機書（motivation letter）（英語）様式任意。ただし、A4 サイズ用紙 2 頁以内。
- 7) 推薦状（reference letter）（英語） 様式任意。1 名からの推薦。

(2) 推薦書類：様式 2

9. 国際事業課への申請書類等の提出期間

2023 年 11 月 20 日（月）～2023 年 12 月 1 日（金）17 時

※上記提出期限は、学部等長から国際事業課への提出期限となるので、申請者は、学部等長が別途定める期限までに所属する学部又は研究科の担当係に申請書類等を提出すること。

※所属する学部又は研究科の提出期限：2023 年 月 日（ ）を各自確認すること。

10. 審査及び採否の通知

(1) 書面審査

各学部等長から提出された申請書類等に基づき、書面審査を実施する。

(2) 面接審査

書面審査による合格者に対して、2023 年 12 月中下旬を目途に面接審査を実施する。日時・場所が確定次第、申請者に通知する。

審査項目は以下となるので参考にすること。

- 1) 本事業の対象者としての能力及び将来性
- 2) 英語能力
- 3) 学業成績

(3) 採否結果

面接審査対象者については、書面審査の結果と合わせ、2024 年 1 月中を目途に学部等長宛てに UCL 稲盛留学生候補者としての採否を通知する。

(4) UCL 稲盛留学生候補者として採用された者は、2024 年 3 月までに各自で UCL の Postgraduate Taught Affiliate Program の希望プログラムに申請すること。

(5) UCL から入学を許可された UCL 稲盛留学生は、所定の期限までに誓約書 1 通（入学決定時に国際事業課から用紙を送付）及び健康診断書を研究科長を通じて学長へ提出すること。

11. 支援の支給方法等

UCL 稲盛留学生には、UCL からの入学許可決定時に、支給方法及び手続きを通知する。

12. 留学状況報告書の提出

UCL 稲盛留学生は、学期末毎に一度、UCL の成績証明書の写しとともに、学修・留学状況に関する報告書（入学決定後に国際事業課から用紙を送付）を研究科長を通じて学長へ提出すること。また、支援終了から1か月以内に、UCL での成績証明書の写しとともに、留学成果に関する報告書（入学決定後に国際事業課から用紙を送付）を研究科長を通じて学長へ提出すること。提出された報告書は本学ホームページ及び本事業報告書等に掲載する。

また、課程修了後に進路状況等について研究科長を通して学長へ報告すること（入学決定後に国際事業課から用紙を送付）。

13. その他の留意事項

- (1) 申請者及びUCL 稲盛留学生候補者は、各自で事前にUCL のプログラム及び留学に関する情報収集に努めること。なお、2024 年度に開講されるUCL の Postgraduate Taught Affiliate Program は2024 年1月頃、UCL のHP 上（下記参照）で公開予定である。申請者はUCL のHP 等で2023 年度に開講されたプログラムを参考に申請プログラムを検討すること。

※UCL HP

<https://www.ucl.ac.uk/prospective-students/international/study-abroad-and-exchange/graduate-affiliate>

- (2) UCL 稲盛留学生候補者は、各自で希望するUCL のプログラムへ応募し、UCL からの入学許可を取得すること。また、各自で留学に必要な査証を取得すること。
- (3) UCL 稲盛留学生は、留学にあたって現地の安全情報に十分注意し、留学後も随時所属の研究科と連絡を密にすること。現地到着後すみやかに、旅券法第16条により提出が義務づけられている「在留届」を、居所を管轄する日本の大使館に提出すること。

〔在留届電子届出システム〕

○外務省「ORRnet」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

- (4) UCL 稲盛留学生候補者及びUCL 稲盛留学生が支援金を受給した後、下記の事項に該当した場合は、支援金の全部又は一部を返納させることがある。
 - 1) 5. に掲げる要件を備えなくなったとき。
 - 2) 8. に定める申請書類等の記載事項に虚偽のあることが判明したとき。
 - 3) 10. (5)により提出された誓約書に違反する行為があったと認められるとき。
 - 4) 12. により提出された留学状況報告書等に基づき、UCL 稲盛留学生本人、留学先指導教員又は5. (8)により推薦した研究科長が、留学継続が困難であると判断したとき。
 - 5) その他、上記以外の事由により留学の中止が適当であると認められるとき。

14. 個人情報の取扱

提出された個人情報は、本事業実施のために利用する。また、この利用目的の適正な範囲において、必要に応じて他機関に提供され、その他の目的には利用しない。

15. 申請書類等提出先及び本件照会先

学生部国際事業課留学生係

電話：099-285-3124（平日：8:30-17:15）

E-mail: ryugaku@kuas.kagoshima-u.ac.jp

本募集要項、申請書類等は、以下ホームページからダウンロード可能。

<https://www.kagoshima-u.ac.jp/international/202421ucl.html>